

# 県民児協による民生委員・児童委員の「なりて確保」に向けた要望について

令和6年7月2日  
福祉部  
社会福祉課

## 概要

趣 旨	令和7年度の一斉改選を控え、一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会から知事に、民生委員・児童委員の「なりて確保」に向けた要望を行った。
日 時	令和6年7月2日（火）13時40分～13時55分
場 所	知事室

## 要望内容

- 民生委員・児童委員の一斉改選が令和4年12月1日に行われ、全国的に1万5千人を超える欠員を生じており、現在も「なりて確保」は喫緊の課題である。
- 県で、地域貢献活動休暇（「民生委員・児童委員活動休暇（仮称）」）を創設し、県職員が地域における民生委員・児童委員活動ができるようにしていただきたい。
  - 県では、働いている民生委員・児童委員の就労と活動が両立できるよう企業・団体等に支援協力をはたらきかけていただきたい。  
なお、県が、地域貢献活動休暇（「民生委員・児童委員活動休暇（仮称）」）を創設されたときには、企業・団体に併せて要請していただきたい。
  - 埼玉県行政書士会、埼玉県司法書士会、埼玉県弁護士会等々各種士業会に民生委員・児童委員活動の啓発を、県からはたらきかけていただきたい。
  - 欠員地区では隣接地区民生委員・児童委員等が担当して地域活動を担っているが、その委員の欠員地区での活動費は支給されていない。県において欠員地区への委員の活動費を支給していただきたい。

【1】県で、地域貢献活動休暇【民生委員・児童委員活動休暇（仮称）】を創設し、県職員が地域における民生委員・児童委員活動ができるようにしていただきたい。

■ 「民生委員・児童委員活動休暇」の創設については、職員のニーズや国、他の自治体の状況も踏まえ、検討してまいりたい。

→（対応）県内市町村及び他県に、現役職員の民生委員がいるかや休暇制度の有無について照会。  
➢ 現役職員の民生委員がいる県内市町村数：24（78%が会計年度職員、常勤職員は6%）  
➢ 民生委員活動のための休暇制度のある県内市町村数：3（久喜市、日高市、八潮市）

【2】県では、働いている民生委員・児童委員の就労と活動が両立できるよう企業・団体等に支援協力をはたらきかけていただきたい。なお、県が地域貢献活動休暇を創設されたときには、企業・団体に併せて要請していただきたい。

■ 県内企業で働く皆さんが地域貢献活動を行える環境を整えることは有益であると考えます。どのような支援が可能か、経済団体等の御意見を伺いながら検討していく。

→（対応）【1】の調査結果を踏まえ、今後、対応を検討。

【3】埼玉県行政書士会、埼玉県司法書士会、埼玉県弁護士会等々各種士業会に民生委員・児童委員活動の啓発を、県からはたらきかけていただきたい。

■ 行政手続きや成年後見など、地域の課題解決に専門的な知識・経験を生かせる各種士業の皆さんに民生委員・児童委員になっていただけるよう、団体事務局を通じてPRを行う。

→（対応）県行政書士会、県社会福祉士会事務局に会員への民生委員制度の周知を依頼。市町村にも情報共有。県行政書士会においては、会のホームページで周知されている。

【4】欠員地区では隣接地区民生委員・児童委員等が活動して地域活動を担っていますが、その委員の欠員地区での活動費は支給されていません。つきましては、県において欠員地区への委員の活動費を支給していただきたい。

■ 隣接地区の民生委員・児童委員が欠員地区の活動に従事した場合は、活動費がより多く掛かることが想定されるため、他の都道府県の状況や欠員の生じている市町村の意向などを確認しながら、今後の取扱いを検討していく。

→（対応）他県に照会中。結果を踏まえて対応を検討する。